

令和7年度 胎内市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設

この方針の調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障がい者を多数雇用している事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

本市において障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品・書籍
 - イ 食料品・飲料
 - ウ 小物雑貨
 - エ 日用品
 - オ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理
- エ 情報処理
- オ 飲食店等の運営
- カ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉介護課とする。

6 調達の推進方法

- (1) 福祉介護課は、障がい者就労施設等から調達可能な物品等に関する情報を収集し、これらの情報に基づき各所属に適切に周知すること等により推進に努める。
- (2) 各所属は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、胎内市財務規則（平成 17 年規則第 48 号）第 142 条及び第 142 条の 2 に規定する随意契約を積極的に活用する。
- (3) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方等に対し、障がい者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。
- (4) 市内中小企業や高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置されたシルバー人材センターに配慮しつつ、障がい者就労施設からの物品等の調達を進める。

7 調達にあたり留意すべき事項

物品等の調達に際しては、納期の設定及び発注量を考慮し、障がい者就労施設に対して性能、規格等必要な事項について丁寧に説明するよう努めるものとする。

8 調達目標

物品及び役務について、障がい者就労施設等から調達した件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度の実績を上回ることを目標とする。

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直ししたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、市ホームページ等により公表する。

10 その他

物品等の調達のほか、市庁舎内（各組織に属する庁舎を含む。）での障がい者就労施設等による物品の販売又は市が実施するイベント等において販売のためのスペースの確保に配慮するなど、販売機会の確保及び市民等への P R の推進にも努めることとする。